

## 平成22年第4回（5月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 5月25日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）	3
議案第30号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	5
議案第31号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号））	6
議案第32号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））	9
議案第33号 副町長の選任について	11
閉 会	11
署 名	13

第 1 号

( 5 月 25 日 )

## 平成22年第4回（5月）出雲崎町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

平成22年5月25日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 4 議案第30号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 5 議案第31号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号））
- 第 6 議案第32号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））
- 第 7 議案第33号 副町長の選任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	小野塚千春

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成22年第4回出雲崎町議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、小林泰三議員及び2番、仙海直樹議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例  
制定）

- 議長（中川正弘） 日程第3、議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第29号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年3月31日に専決処分をいたしました。

改正の主なものとして、個人住民税では子ども手当の支給、高校の無償化に伴う扶養控除の見直し規定、たばこ税の税率の改正及び金融・証券税制では、非課税口座内の少額上場株式等の非課税特例規定の整備など、これらの措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明させていただきます。

3月の全員協議会で概要等説明させていただいておりますが、資料1ページの税条例の一部を改正する条例の概要をご覧いただきたいと思います。今回の改正は、規定の整備のほか、条ずれ、法改正、法の題名変更、または国から示される市町村税条例等により見直しをしたもので、詳しくは資料2ページから22ページに新旧対照表を添付しておりますので、お願いをいたします。

それでは、1の税条例の改正ですが、（2）番、第25条の3の2、第25条の3の3では、子ども手当の支給、高校の無償化による扶養親族の見直しに伴い、扶養親族の情報収集に関する根拠規定を新たに創設ということです。具体的には給与支払い者、年金支払い者を經由して扶養親族の氏名等を記載した申告書の提出ということです。

（3）番、第33条、第34条では、65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法に係る規定の整備です。他に給与所得がある場合は、年金所得分の給与所得に加算して給与から特別徴収にすることができるということで、20年度の規定に戻るということです。

（6）番、第84条、たばこ税の税率の改正です。旧3級品以外の製造たばこで、1,000本につき3,298円が4,618円の改正です。

2番、2の同条例附則の改正です。（2）番、第15条の2では、たばこ税の税率の改正で、こちらは旧3級品の製造たばこで、1,000本につき1,564円が2,190円の改正です。

（4）番では、第18条の2の2では、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る非課税措置の創設です。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第30号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例制定）

○議長（中川正弘） 日程第4、議案第30号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第30号につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年3月31日に専決処分をいたしました。

改正の主なものといたしましては、基礎課税額の課税限度額と後期高齢者支援均等課税額の課税限度額の引き上げ、国民健康保険税の減額賦課の応益割合基準の緩和及び非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減等、これらの所要措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明をさせていただきます。

資料18ページの新旧対照表をご覧ください。第3条は基礎課税額47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税額についても12万円を13万円にそれぞれ引き上げる改正です。

第11条、国民健康保険税の減額ですが、保険税を減額賦課するときに現行では応益割合が45から55%未満でないとは7、5、2割の軽減ができませんが、それにかかわらずできるようにした規定ですので、よろしく願いいたします。

めくっていただいて、第11条の3です。特例対象被保険者等とありますが、国民健康保険の被保険者が非自発的により離職した一定の者である場合に前年の給与所得を100分の30として保険税を計算するということです。

その下の第11条の4は、その申告書の提出について規定しています。

次のページ、附則第4項は、減額賦課の際の応益割合の基準を緩和する規定ということですが、

その下の第9項、第11項は、所要の修正ということです。

めくっていただきまして、第15項は法律の題名の変更による改正です。

第16項も15項に同じです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 簡単にお聞きします。結果的に国民健康保険税が若干値上げになるというふう  
に解釈していいのですか、数字的には上がるようになりますが。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 一概にこれでそうとは言いかねます。最初の第3条のところですけども、  
限度額21年度の課税ベースで47万円の限度額現行でなっていますが、現在では5世帯がこれに該当  
していますし、12万円の後期高齢者支援金等課税額の限度額12万円ですが、23世帯が該当します。  
これが限度額が上がることによって若干上がるということになるといえばなりますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によ  
り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第31号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予



算（第12号）

○議長（中川正弘） 日程第5、議案第31号 町長専決処分について（平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第31号 平成21年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年度末までに譲与税、地方交付税などの歳入金額が確定しましたので、平成22年3月31日に専決処分をいたしました。

歳入につきましては、1款町税で固定資産税を追加計上し、2款地方譲与税から19款繰入金までは確定分を計上いたしました。

また、21款諸収入、市町村振興協会基金交付金につきましては、21年度の臨時の交付があったものを計上いたしました。

歳出につきましては、2款総務費で財政調整基金の積み立て1億3,027万6,000円の追加、8款土木費で除雪関係費を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額1億2,442万4,000円を追加し、専決後の予算総額を38億1,533万7,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳入346ページからお願いいたします。1款町税関係につきましては、見込みというふうなことで今回追加補正をしてございます。固定資産税関係追加補正をしてございます。

あと2款譲与税、3款利子割交付金、6款の地方消費税交付金、これはいずれも確定したもので、今回計上したものでございます。

348ページ、7款のゴルフ場利用税交付金をお願いいたします。追加計上してございますが、当町のゴルフ場の入り込みについてでございます。20年度、21年度比べますと若干、1,000人ちょっとですが、若干このような景気の中でちょっと落ちているというふうな状況でございますが、20年度に比べまして1,000万円程度ゴルフ場利用税交付金は減額になっているというふうなものでございます。

8款、10款につきましては、確定のものでございますが、10款の地方交付税についてでございます。今回追加計上いたしましたものは、特別交付税分を確定したので、追加計上してございます。20年度に比べまして6,700万円ぐらい減額してございます。地震のその後の対応というふうなことで、

20年度までは例年に比ばまして多くの交付となっておりますが、21年度は平年ベースに戻りつなつたというふうなことで、全体で特別交付税は1億1,900万円弱というふうな交付になってございます。

次の15款国庫支出金につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加というふうなことで、これは当初のものに追加交付があったというふうなことで、歳出で財源更正をしてございますが、その財源更正の中でこの1,250万円が影響しているというふうなことで、財源更正を上げてございます。

続いて、350ページ、21款諸収入についてでございます。市町村振興協会基金交付金、町長の説明のとおり臨時的な交付があったものでございます。毎年これ宝くじを原資にして交付受けているものでございますが、振興協会から600万円程度、これはオータムジャンボの収益金の一部として配分を受けております。今回は、それとは別にサマージャンボ宝くじの収益金、これは県の協会が受け、協会はそれを基金として積み立てておりまして、市町村への起債と同様になりますが、長期の低利の貸付事業を実施してございました。ところが、財団法人でございますので、公益法人改革の関係で公益財団法人として今後の運営する中で、余り資産を持っているというふうなことになりますとなかなか難しい制限があるというふうなこともありまして、今後その一部を市町村への配分に回すというふうになったもので、まず21年度はその基金の部分から取り崩して市町村のほうに配分を受けるというふうなものでございます。この時点では22年度以降も金額は減りますが、配分があるのではないかなというふうな状況であったというふうなことでございますが、中央のほうでいろいろ話題になってございます。今後のまた推移どうなるかというふうなことでございます。

続きまして、351ページ、歳出についてでございます。総務費、財政調整基金の積み立てにつきましては、本町で今までにない残高になりましたが、21年度末残高で19億10万1,700円というふうなことで、19億円の積み立てになってございます。

以下、財源更正は省略させていただきますが、352ページで除雪関係の減額、町長の説明のとおりでございます。

内容的には、歳出のほうは総務費の財政調整基金への積み立て、あと除雪費の減額というふうな状況でございます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第32号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第32号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第32号 平成22年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

歳出6款農林水産業費で、八手改善センターの給湯器の入れかえ修繕費、7款商工費で心月輪のテーブル、いすの購入費、10款教育費で緊急雇用創出事業でのスクールガードパトロール員の見回り用車両の借上料などの関係費を計上いたし、その歳出補正の財源といたしまして、関係県補助金、財政調整基金繰入金を計上し、平成22年4月30日に専決処分をいたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額86万1,000円を追加し、専決後の予算総額を32億2,686万1,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 今回の専決補正予算についてでございますが、歳出143ページをご覧いただきたいと思っております。改善センターの給湯器の修繕、これは町長の説明のとおりでございます。

続いて、7款商工費の消耗品の追加、これも町長の説明のとおりでございますが、心月輪のテーブル、いすの購入に係るものでございます。4月の25日に大和長岡店閉店になっておりますが、そ

この食堂にあったものの払い下げ品を破格の1点500円で購入したものでございます。既に心月輪に配備されております。

また、教育費、スクールガード関係は、これも町長の説明のとおりでございますが、全額県支出金の充当となっております。

それと、社会教育費の埋蔵文化財調査委託料、この追加は旅費からの組み替え補正でございますが、早目の調査というふうなことで、当初掘削の重機、バックホーを1台予定しておりましたが、2台に変更して早くの対応するというふうなものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、山崎議員。

○6番（山崎信義） 1つ確認させてください。この予算の関係ならいいのですが、144ページの例のスクールガードの件ですが、それはそれで結構です。

もう一点、環境美化のほうがあるわけですが、それは町の車を使うということによろしいのでしょうか。

○議長（中川正弘） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 環境美化のほうは、当初から車1台事業の中に入れておりました。現在使用しています。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第33号 副町長の選任について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第33号 副町長の選任についてを議題とします。

〔副町長 小林忠敏君退場〕

○議長（中川正弘） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第33号 副町長の選任につきましてご説明申し上げます。

現在副町長をお願いしております小林忠敏氏は、1期4年の実績とともに、経験豊富な人でありますので、引き続いて副町長をお願いいたしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中川正弘） 起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔副町長 小林忠敏君着席〕

---

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回出雲崎町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 9時57分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長      中   川   正   弘

署名議員      小   林   泰   三

署名議員      仙   海   直   樹